

平成23年制定の犯罪被害者支援要綱の運用と 平成26年の犯罪被害給付制度改正について

滋賀県警察本部長 滝澤 依子

平成23年8月から平成26年8月までの間、警察庁犯罪被害者支援室長として勤務したことから、当時、携わった犯罪被害者支援要綱の運用や犯罪被害給付制度改正について振り返りたい。

I. 犯罪被害者支援要綱について

警察では、平成8年に被害者支援を総合的に行うための当面の基本的方針として「被害者対策要綱」を制定し、「犯罪捜査規範」の改正や「犯罪被害者等給付金支給法」の改正等により各種施策を推進してきた。

その後、平成16年には、犯罪被害者等基本法が成立し、これに基づいて平成17年に「犯罪被害者等基本計画」が策定され、国として総合的、長期的に犯罪被害者等のために取り組むべき施策の大綱が示された。本基本計画の期間は5年であり、施策の推進状況を踏まえて、平成23年には「第2次犯罪被害者等基本計画」が取りまとめられた。この間、平成20年には、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」が改正され、これに基づき「犯罪被害者等の支援に関する指針」が告示されている。

第2次犯罪被害者等基本計画の決定を機に、それまでの間に行われた制度改正や施策の推進、被害者支援の状況を踏まえ、被害者対策要綱を見直し、警察として講ずべき施策について改めて示すものとして「犯罪被害者支援要綱」が平成23年7月に発出された。

このような経緯から、犯罪被害者支援要綱は、警察が取り組むべき施策について、国民に対して一定の一覧性を持って示すものであり、また、施策の取組に遺漏がないか、今後の課題は何かなどを点検するためのものであったと言えるだろう。

私が犯罪被害者支援室長として着任したのは、犯罪被害者支援要綱の発出直後であった。犯罪被害者支援の業務に専ら携わることは初めてであったため、私個人にとっても、警察における被害者支援施策を良く見ていく上で、発出されたばかりの犯罪被害者支援要綱はひとつのよすがとなった。

警察庁の施策について、過去の経緯を含めて確認するとともに、各都道府県警察の取組の現状について、現場の担当者の方から話を聞くなど、様々な機会に実情の把握に努めた。

また、全国被害者支援ネットワークや各都道府県の犯罪被害者支援センターの皆様をはじめ様々な方とお会いし、犯罪被害者の方々のお話や被害者支援のための取組や課題について伺うことは私にとって大変貴重な機会であった。

犯罪被害者支援要綱を踏まえた取組を進める中では、犯罪被害者支援についての意識の浸透が警察部内においても更に必要である、ということを感じた。被害者対策要綱の制定以来、警察においては、被害者支援のための取組を進めてきており、多くの職員が被害者支援に注力していることは間違いなかった。犯罪被害者ご自身や支援団体の方々から、警察の支援について評価いただく声も多く頂戴していたところである。しかし、一方で、犯罪被害者の心情への配慮が不足していたり、情報提供や説明が不十分であったりする例も未だに見られ、言わば警察の対応については「当たり外れ」があると犯罪被害者の方々に受け取られかねないと感じていた。犯罪被害者支援は、警察として組織的に進めている重要な業務であり、一部の職員のみが対応していれば良いものではない。在任中、一層の意識の浸透に取り組んだつもりだが、現在においても、常に再確認していく必要がある事柄と思う。

II. 平成26年の犯罪被害給付制度の見直しについて

犯罪被害給付制度は、昭和49年の三菱重工ビル爆破事件を一つの契機として始まっており、通り魔的な事件などにより不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族や重傷病・障害という重大な被害を受けた犯罪被害者の方に対して、社会の連帯共助の証として犯罪被害者等給付金を支給するものとされている。こうした経緯もあり、親族間での犯罪については給付金の支給を制限する仕組みがとられてきた。

しかし、犯罪被害の実態を踏まえると、親族間の犯罪によるものであっても、不慮性が高いなど、支給の制限を緩和すべき被害もあり、従来より、DVの場合における支給制限の緩和などが段階的になされてきた。

第2次犯罪被害者等基本計画を受けて、平成23年に犯罪被害者等施策推進会議に設置された「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」においても親族間の犯罪に関しての犯罪被害者等給付金の在り方が議論された。

この議論の中で感じたのは、親族、家族の形が一層多様になっている中での判断の難しさである。家族の中での犯罪であるケースが多いDVや児童虐待などの犯罪被害が非常に深刻な課題であることは言うまでもない。理不尽な被害の結果、本当に苦しんでいる方々のお話もお伺いしたところである。一方で、親族間の犯罪には様々なケースがあり、状況によっては、被害者に給付した給付金が加害者の手元に渡ってしまうこともあり得る。犯罪被害給付制度が国民の理解と共感によって支えられている仕組みである以上、そうした事態は避けなければならない。

上記検討会においては、親族間犯罪についても原則支給とすることも含めて議論されたが、取りまとめとしては、児童虐待等の場合における支給制限の緩和の必要性等が示された。これを踏まえ、児童虐待等の被害については、支給制限を緩和し、最高で全額支給することを可能とする点などについて改正を行ったところである。

検討の過程の中では、過去の給付事例や犯罪被害の発生状況を元に一定の線引きを行ったが、その後、第3次犯罪被害者等基本計画においても親族間犯罪被害に係る給付金の在り方について

て検討すべきことが示され、平成30年の制度改正に至っている。

迷いながら、悩みながらの3年間であったが、内外問わず、多くの方々との出会いは大きな財産となった。引き続き、犯罪被害を防ぐとともに、犯罪被害者を支援する取組に力を尽くしてまいりたい。